

平成26年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成26年12月12日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	建設課長	春木	茂正
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	濱田	勉
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長	宮本	智幸
保健課長	長田	栄	都万支所長	田中	秀喜
環境課長	阿部	眞澄			

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1人

1、議員提出議案の題目

発議第 3 号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

発委第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時25分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第117号から議第162号までの補正予算案及び条例関係等46件、請願1件、要望1件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：8番 小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

総務教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

我々委員会に付託された案件は、議第 117 号から議第 162 号までの 30 件と請願 1 件でございます。結論はすべて全会一致で「可決」すべしでございます。

委員会は 5 日間行いました。所管の審査事項の主な意見あるいは指摘事項について申し述べます。

始めに、一般会計及び特別会計補正予算についての意見・指摘事項はありませんでした。

条例改正でございます。隠岐の島町税条例の改正について、今回の主な改正は軽自動車税のうち小型特殊自動車の農耕作業用とその他を、農耕作業用は 1,600 円を 2,000 円に、その他は 4,700 円を 5,900 円に改正して、平成 27 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

農耕作業用は乗用トラクターでその他はフォークリフト等です。軽自動車税は本年 3 月 31 日に専決処分を行い改正しており、今回は他の税率との均衡を失しないように小型特殊自動車の見直しを行うものです。

委員から、耕作のため農道を横切るだけでも課税するのか、あるいはトラックで運んで田んぼで農耕しても課税するのか、あるいは償却資産のトラクターは二重課税になるのではないか、申告方式というが申告しなければ課税を逃れるのか等々の意見がございましたが、固定資産税対象の償却資産は課税しない、申告は乗用のトラクター・コンバイン・田植機は必ず申告するよう周知したいとのことでございます。不均衡の生じないよう適切な取り扱いをするよう指摘をしました。

子ども・子育て支援新制度による条例改正でございます。

隠岐の島町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例は、現行の入所の事由で保育に欠ける事由 6 項目が保育の必要性の事由 10 項目に変更になるものでございます。

今回の改正により隠岐の島町の保育所入所諸条件が現状と大きく変わるものではないとのことでございますが、地域型保育事業については都市部では小規模保育事業等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では認定こども園等と連携しながら小規模保育等の拠点によって、地域の子育て機能を維持、確保することとなっています。

小規模保育については定員 6 人以上 19 人以下、家庭的保育については定員 5 人以下、居宅訪問型保育、事業所内保育、主として従業員の子どもあるいは地域において保育を必要とする子ども等の保育提供でございます。それぞれの運営基準を条例等で定めることとなっておりますが、隠岐の島町では国の基準と異なる内容を定める特別な事由がないことから基本的に国の基準に準じた取り扱いをしたということでございます。

委員から、今回布施の日の丸保育所を閉鎖することとしたが地域型保育事業で対応できた

のではないかと、保育行政が国の施策と逆行していないかの意見に、日の丸保育所の協議の中でそうした提案もしての結論であったということでございます。

今後、小規模保育、事業所内保育等が考えられますが、子育て支援の充実を図るために隠岐の島町独自の基準を定めるよう指摘をいたしました。

次に、隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。今回均等割額 21,800 円を 21,900 円に、平等割 16,200 円を 17,900 円に改めるものでございます。一人あたり年税額 6,206 円 6.89 パーセントの引き上げとなるものです。

平成 25 年度改正時に 3 か年で 12 パーセント、6 パーセント、6 パーセントの引き上げを計画し今年が最後の年となるものです。委員から基金も底をつき、医療費の減少も期待でない現状で今後運営が心配されるが赤字になればどう対応するのかの意見に、関係課とさらなる連携を深め、保健活動の充実を図りながら医療費の削減に努めたいとのことです。ただ医療費削減だけでは現状では運営収支は厳しいと推察されるので、滞納額の徴収強化、保険税の引き上げ等総合的に検討し運営するよう指摘をいたしました。なお県内一本化については平成 30 年と方向が決まっているということでございます。

次に、所管事項ですが、少子化対策でございます。人口減少の問題に対処するためには総合的な少子化対策が必要となります。

隠岐の島町でも福祉課を窓口にし少子化対策検討委員会、5 課の対応で支援策について検討しています。検討状況の説明がありましたが、今ひとつ意気込みが感じられません。町の将来に関わる事柄でありますので、腰を据えて子育て施策の具体的数値目標を定めメニュー化した支援策の提示ができるよう強く要望をいたしました。

次に、あいサポート運動の推進についてでございます。

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っている時にちょっとした手助けをする、誰もが暮らしやすい社会をつくっていく運動をまず町民に広く啓発するとともに、町の障がい者福祉計画で方向性をしっかり定め、隠岐の島町社会福祉協議会と連携をして特にサポーター等を早期に養成し、積極的に推進する体制を早急に整えるよう指摘をいたしました。

次に、学校給食業務民営化でございます。結論から申しますと、27 年度から学校給食の業務を民間に委託するということが募集をかけておりますが、募集に応じる業者がないということで結論は 27 年度も現行どおりやるということでございますが、経緯をちょっと説明をいたします。

このことについては、9 月議会において隠岐の島の将来を担う子どもたちの学校給食は自

治体が責任を持って提供すべきであり、単にコスト論で民間委託に頼るべきでない等の意見がございました。しかし、行政改革で「民間にできることは民間で」の方向で現状の給食体制を維持しながら給食の業務は民間委託するという事で保護者説明を経て、委託業者の募集から業務プロポーザル審査委員会の委員6名も選出して、来年4月開始の段取りをしておりましたが、当初計画では食材は栄養士の購入指示により委託業者が購入することとなっておりますが、そうした取り扱い方法は労働派遣法に抵触するとのことで食材の提供は町が購入して委託業者に提供することに変更になっております。

西郷中学校保護者会で、食材を栄養教諭が発注するとなると委託業者のメリットは何になるのか、あるいは委託業者が島内からも島外からも見つからなかったらどうしますかという意見がございました。教育委員会は、栄養教諭の食材発注は必須であるということと、業者がみつからなかったら27年度は直営で続け27年度改めて募集するという事とでございます。

現在のところ先ほども申し上げたとおり募集に対し応募業者はいないということで、27年度は現行どおりで実施をするということでございます。委員会としては、今働いている職員の対応も含め今一度子どもたちのための学校給食はどうあるべきか、しっかり再考すべきでないかと指摘をしております。

請願第1号、「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」につきましては、隠岐の島町職員組合執行委員長、田崎幸雄氏の請願については全会一致で「採択」と決定しました。

所管の調査事項は、引き続き調査・研究をいたします。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長：4番 佐々木雅秀 議員

○4番（佐々木雅秀）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

本定例会では、付託されました平成26年度一般会計及び特別会計補正予算、空き家等の適正管理に関する条例、犬来漁港東防波堤改良工事の工事請負変更契約など議案18件と、継続審査の隠岐航路に係る本土寄港地を1港とする要望1件、計19件の審査と本委員会所管の調査事項について調査しましたので、審査の経過及び結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中の11月5日、11月26日、27日、12月1日、会期中の12月5日、10日、11日の計7日間開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査

をいたしました。

審査の結果、一般会計補正予算については、賛成多数で「可決」すべし、特別会計補正予算、条例、工事請負変更契約計17件については、全会一致で「可決」すべし、要望についてはまだ調査が必要であり継続して審査すべしと決定いたしました。

それでは、議案の審査過程で執行部からの説明、委員からの質疑のうち、主なものについて申し上げます。

始めに、野外音楽フェスティバル開催事業1,342万7,000円の補正についてであります。

9月定例会の委員会においては、超大物アーティストの出演というふれ込みが実現しなかったこと、その結果、券の売れ行きが2,000人余りに修正を余儀なくされたこと、更にはこのような事業自体の取組み方、全体の見通し、プロモーターとの関係など多くの問題が出て議論してきたところでありますが、執行部からは規模縮小にあわせ支出削減に努めて、当初の3,000万円以内で実施するとの答弁がありました。

しかしながら、11月末の事業報告書において結果として多額な収支差額が出たところであります。

松田町長からは定例会の冒頭、「このような結果になったことを容認した責任は重く、深く反省しお詫びする。在任中はこのような興行的な事業は主催しない。今後住民から要望があった場合は、支援はするが追加補正のないよう検証して取組む。」と、陳謝がありました。

執行部からは、一般公募を含めた実行委員会で取組んだ事業だが、町が主催者である以上、企画内容、予算計画、進捗状況などの決済確認や承認手続きがあまく、主催者の責任において点検しながら進捗させるべき事業であったとこの結果を真摯に受け止め、深く反省し、今後このような状況を招くことのないよう、適正な事業執行にいかしていかなければならないと総括した報告がありました。

委員からは、住民のニーズではなく職員提案から始めたものであり一般の事業と異なり責任は重い。事業は承認された予算内で執行するという原則を忘れてはならない。目に見える責任の取り方をすべきだ。議員としても責任を感じる。住民に対する説明責任をどう果たすのか。決算報告での赤字は予想外でありそもそも情報不足だ。途中で分かれば対応と判断ができるはずだ。当初から最悪の場合の予算が提案されていればそれなりの判断ができたと思う。多くの質疑がありました。

委員会としては、このような結果を招かないためには、執行部と議会が情報を常に共有する必要があること。また町の活力につなげるためには、住民からの提案であっても執行部か

らの提案であっても、お互いに一方に任せるのではなく、また結果を一方に求めることなく協力しながら途中でも厳しく検証して事業を展開することが肝要であること。そして今回の結果を猛省して今後の事業に活かすべきと指摘いたしました。この事業については、賛成多数で「可決」すべしと決定しました。

次に、観光施設管理運営事業、なぎさの家「弁天」の改修事業 354 万 5,000 円についてであります。

これは 10 月初めの台風 19 号でサッシの戸や窓が外れたり破損して建物内部も大きな被害を受けたため、壁、サッシ及び天井を撤去し、屋根を葺き替えて東屋として利用するための改修費であります。

委員会としては、海辺で素晴らしい景観場所であるものの建築後約 40 年経過していることから改修しても強度や耐久性に不安が残り、台風などの風や波による被害が再発するおそれもありこの施設を改修して東屋として利用するには安全性に非常に問題があり撤去すべきと考えます。今後、十分調査をして検討するよう指摘をいたします。

空き家等の適正管理に関する条例についてであります。

今般、国会において 11 月 19 日に成立したため、空き家等の適正管理条例の設置とともに危険空き家について除去事業補助金の交付要綱を定めるものであります。

常時無人の建築物や敷地について所有者が維持管理をせず周囲に危険を及ぼす影響があるとき、その除去についてその基準を定める条例、それと住宅の除去について危険度により補助対象経費の 10 割で 150 万円を限度に補助する要綱を定めるものであります。その補助レベルは全国トップレベルとのことであります。

町内の空き家は近年著しく増加し、老朽化とともに倒壊や周囲に対し危険な状態のものも多くなっているところであります。

委員会においては、昨年度以来再三にわたりその対策として空き家条例の早期設置を提案してきたところであります。町の景観づくりとともに安心して住める町を守るため、より積極的にその事業を進めるよう求めるものであります。

続いて所管調査事項の調査についてであります。

地域産業の振興に関する調査について二点報告いたします。

まず、株式会社隠岐振興についてであります。今般、存続か解散かについて 3 月までに結論を出すとの説明がありました。

委員会としては、現在指定管理でポートプラザ館の管理運営事業を委託しておりますが、

その事業に対する資本金規模、そして職員規模の適正化問題、株式会社あいらんどの経営問題など、約束どおり隠岐振興の存続か解散か、組織の方向性を早急に示すよう求めるものがあります。

次に、観光振興についてであります。

委員会としては、隠岐世界ジオパーク認定から1年経過し、観光振興の一助となればとの認識から、まず「隠岐の島町絵の島花の島観光振興計画」に対する現状の評価と問題点の把握について調査をいたしました。

本町では、平成19年度から平成28年度の10年間を期間としてこの計画を策定しており、「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」の実現を目指しながら、次の4つの柱で具体的な指針を示しております。

- 1、自然環境を活用した観光
- 2、食・地産地消など産業と連携した観光
- 3、伝統文化等を活用した観光
- 4、おもてなしなど快適な観光

所管課から、平成26年度に実施している計画の重点事業について評価を中心に説明を受け委員から様々な意見が出たところでもあります。

その中で、以下のような問題点・課題が浮かび上がっております。

- 1、観光施設現場を随時調査をして現状の把握ができているか。
- 2、出郷者や観光客の、看板、町内交通手段、トイレ、食事、案内窓口などに関する声を把握しているか。
- 3、業者や受入れ側の住民の声を把握できているか。
- 4、行政だけの観光事業だけでなく、観光業者や関連産業がどれだけ利用されて潤っているかを把握しているか。
- 5、特に個人・家族・小グループなどの観光客の受け入れ態勢は十分か。
- 6、人材、例えば玄関口の受入れやガイドなどの育成や人数は十分か。
- 7、以上の諸問題を解決するために町・観光協会・業者・住民の意識が共有できているか。そして連携はできているか。

所管課としては、フェリーなどの発着時の案内人を設置したり、旅館・民宿など宿泊先の人数や目的を調査したり、ガイドや職員の研修を実施し、観光客の満足度を上げたいとの説明でありました。

委員会としては、その他昨年度以来、特に行政と観光事業の連携強化と効率化のための対策として、観光課と観光協会との同一フロアー化はできないかと指摘しております。

また、西郷港周辺の市街地活性化を目指した「観光客受入れ地づくり」に力を入れるよう求めるものであります。今後さらに関係団体などの意見を把握するなど継続して調査をいたします。

その他のまちづくり対策事業に関する調査について及び地域産業の振興に関する調査については、継続して調査することといたします。

最後に、陳情・要望及び請願案件についてであります。

「隠岐航路にかかる本土寄港地を1港とする要望」については、本町としてどう考えるかを議論する必要があるとして検討会を立ち上げ素案をつくることとありますが、委員会としては、アンケート等を実施して住民の考え方も把握すべきであると指摘いたします。未だ調査研究が必要であり、継続して審査することと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。事務局に報告の資料を備えておりますのでご高覧いただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会からの中間報告をいたします。

当委員会は議会会期中の12月5日に委員会を開催し、調査・研究してまいりましたので報告いたします。

10月7日の竹島対策隠岐圏域議員連盟総会では、「県土・竹島を守る会」の諏訪部泰敬会長を講師に招き講演会が開催されました。

講演では「県土・竹島を守る会」の活動や活動の経緯について、詳細に亘り報告がありました。特に島根県が制定した「竹島の日」制定に関して、県議会の条例採択に至った経緯について詳しい報告がありました。この「竹島の日」制定は解決の糸口が見えない閉そく感の強まっていた領土権確立運動の原動力となり、同会が果たした先駆的役割を改めて実感したところでもあります。

10月29日には、久見地区で「竹島之碑」竣工・日本海平安祈願祭並びに殉職者慰霊祭が斎行されました。この石碑は神道青年全国協議会創立65年記念事業として建立され、全国46都道府県から約120名の青年神職が来島し、祭りが執り行われました。この祭りは日本海が幾久しく穏やかな海であるよう祈り、領土問題の平和的解決を求めるもので、今後も定期的に祭りが斎行されます。「竹島之碑」建立は竹島問題の啓発に果たす役割は大きく、今後の領土権確立に向けた運動に弾みがつくものと期待されます。

10月30日には、内閣官房・領土・主権対策企画調整室主催による領土・主権に関する教職員等セミナーが本町で開催されました。西郷南中学校での『メチのいた島』の読み聞かせと授業参観に出席いたしましたが、生徒達からは「国際司法裁判所で解決すべきである。」とか「共有の島にすべきである。」など、平和的な解決を望む発言が特に印象的でした。今回のセミナーの大きな目的の一つは本町が実践している先進的な領土教育の全国的な共有化であり、遅れがちな領土教育の推進を図ろうとするものであります。当日のレセプションに出席した委員からは「他県の出席者から先進的な領土教育の取組みを高く評価する声もあり、今後より一層領土教育の推進に努めるべきである。」との意見がありました。また委員からは「副教材を活用した領土教育を隠岐地域で実践しているが、まず手始めに県内の各教育委員会で積極的に推進すべきである。」との意見もありました。

11月24日には韓国海軍が竹島周辺の海上で防衛訓練を実施しました。この海域では5月にも軍事訓練が行われており、度重なる軍事訓練は周辺海域の安全操業・航行を脅かす行為で、極めて遺憾であります。政府は毅然とした姿勢で望むべきであります。当委員会は関係省庁に対し、隠岐海上保安署体制の更なる充実強化を求め、大型巡視艇の配備を竹島領土権確立隠岐期成同盟会から要望書を提出することを確認をいたしました。

久見地区に計画している竹島関連施設については施設整備に当たっての基本的な考え方、方向性を明確にし、進捗状況を速やかに議会へ報告すべきであります。この件に関しては委員からは「地元との協議のみならず全町的に取組むべきではないか」とか「地区内の JA 隠岐所有の蔵を有効活用してはどうか」などの意見がありました。

なお、所管の調査事項については議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上で、竹島対策特別委員会からの中間報告を終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、「特別委員会の中間報告」を終わります。

ここで13時30分まで昼食休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時57分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

日 程 第 3、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の承認第13号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」から議第162号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの50件及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

7番：齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

私は、議第117号「平成26年度一般会計補正予算（第4号）」の、野外音楽フェスティバル開催事業補助金1,342万7,000円について反対いたします。

この予算は、合併10周年記念事業として3月の定例会で予算額3,000万円を投入し開催が決定しました。この時点でも数名の議員が反対しましたが、賛成多数で成立したものであります。それからの経過は委員長報告でもありましたので議員のみなさんは十分にご承知のことと思います。

今問題なのは、誰がどのように責任をとるのかということではないでしょうか。

委員長報告では、委員の中からも「目に見えた責任の取り方をすべきだ。議員としても責

任を感じている。」という意見が出たと報告がありました。私もそのとおりであると感じました。

また、この件について町は改めて町民に説明はしない。徹底した検証をし、今後は再びこのようなことが起きないように万全を尽くすと委員会で説明したそうですが、しかし、まちづくり基本条例に謳っているように、経過を含む全ての情報を開示し、町民に分かりやすく説明すべきではないでしょうか。町民に説明したときに町民の理解を得ることはなかなか難しいと私は考えています。

また、職員の意識改革がこれからの“まちづくり”を進めていくとき、最初に取り組むべき重要な課題であると言われていています。議員も含まれることですが、個々の責任を問い、次のステップに進むという困難なことに我々はこれから取り組むべきではないでしょうか。

以上の理由により、私は事業を進めるにあたって生じた赤字1,342万7,000円に貴重な一般財源を投入するという今回の補正予算には反対するものであります。議員の皆様方におかれましても私の意を理解しご理解いただくことを願ってやみません。終わります。

○議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番：小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

議第117号「平成26年度一般会計補正予算（第4号）」について賛成討論をいたします。

ご承知のように、補正額は1億3,021万2,000円の減額でございます。

補正の主な内容は、人事管理費、野外音楽フェスティバル補助金等でございます。合併10周年事業として実施した音楽フェスティバルについては、当初計画に対し入場者が少数だったため収支が予算内で処理できなく1,300万強の補正予算が必要となったものでございます。

町長は、今後こうした興行的イベントは基本的に認めないと行政報告で申しましたが、私は少し残念なような気がしております。議員各位も参加されたかと思いますが、私も中学の1年生の孫と一緒に見にいきました。少し場違いかと一瞬戸惑いました。参加している人のほとんどが40代までの人で、ステージと一体となって体を動かしていて大変盛り上がっていましたが、私は音楽が分かりませんので、ただ茫然と見てはおりましたが、熱気だけは感じました。特に休憩時には友人や夫婦・子ども連れで楽しんでいる状況を見ると、こうした若者が集う場が不足しているのかなと強く感じたのでございます。そして隠岐の島町も結構若い人が暮らしているんだなということで安心もいたした次第でございます。

先般の安倍総理の所信表明の中に、「人口減少や超高齢化など地方が直面する構造的な課題は深刻です。しかし若者や将来に夢や希望を抱きその場所でチャレンジしたいと願う、そうした若者こそが危機に歯止めをかける樞である。」とっております。今この島に暮らしている若い者が希望をもって暮らせる環境づくりは必要であります。こうしたイベントにチャレンジし交流を図ることは、これからの隠岐の島町の活性化にきつとつながるものと確信をするものでございます。汗を流した実行委員会の方々、参加した方々の意見、離島でのこうしたイベントの難しさをしっかり総括し、今だけ、金だけ、自分だけでない地に足のついた10年、20年先の隠岐の島を背負う“隠岐びと”となることを信じています。

前置きはこれほどにして結論を急ぎます。この事業は合併10周年であること、そして事業そのものは議会も認めていること、そして何よりも隠岐の島に不足していたリスクと理屈を超えて若者が行動したこと、これを総合判断して私は当補正予算に賛成をいたします。思慮深い議員の方々どうか賛同を切にお願いを申し上げまして賛成の討論といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（石田茂春）

他に、討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、承認第13号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」を採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、承認第13号は原案のとおり承認されました。

次に、議第117号「平成26年度隠岐の島一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立「多数」であります。

したがって、議第 117 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 118 号「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」から議第 124 号「平成 26 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 118 号から議第 124 号までの 7 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 125 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」から議第 140 号「隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例」までの 16 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 125 号から議第 140 号までの 16 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 141 号「隠岐の島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について」から議第 153 号「指定管理の指定について〔島後斎場愁霊苑〕」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 141 号から議第 153 号までの 13 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 154 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）」から議第 162 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの 9 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第154号から議第162号までの9件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、諮問第4号、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第4号及び諮問第5号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

次に、同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」について採決をします。

本案に対する常任委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程と審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、2件の議案が議員及び委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条に規定しています要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

始めに、発議第3号「隠岐の島町の施策課題に対応するための決議」について提出者から

「提案理由の説明」を求めます。

11 番：高宮陽一 議員

○11番（高宮陽一）

発議第3号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

上記の議案を別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年12月12日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 高宮陽一

賛成者 隠岐の島町議会議員 小野昌士

賛成者 隠岐の島町議会議員 佐々木雅秀

隠岐の島町議会議長 石田茂春 様

隠岐の島町の施策課題に対応するための決議について提案理由の説明を行います。

本町は、本年合併10周年を迎えたところであります。

少子高齢化社会が進展する中で、過疎化・人口減少、地域の活力低下が心配され、町民の皆様があんきに暮らしていくための課題は山積しております。さらに世の中の情勢は刻々と変化をしており、これらの変化を的確にとらえ行政の推進を図ることが求められております。

そのためには、来る平成27年度を将来の隠岐の島町まちづくりの初年度と位置づけ、当面の施策課題に対応するため、次の6項目について町執行部の更なる事業推進を求めるものであります。

- 1、納税意識の高揚を図るとともに滞納徴収業務を強化すること
- 2、地場産業及び観光産業の振興と雇用創出策の推進を図ること
- 3、保健・医療・福祉の連携を強化し、健康増進、医療費削減を図ること
- 4、学力向上、教育行政の充実強化を図ること
- 5、子育て支援策を強力的に推進すること
- 6、集落の活性化を図ること

以上、6件であります。議員各位のご理解をお願いし、提案理由の説明を終わります。

平成26年12月12日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第3号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより討論を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8 番：小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

発委第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年12月12日提出

提出者 隠岐の島町議会総務教育民生常任委員長 小野昌士

隠岐の島町議会議長 石田茂春 様

発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地

方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財源需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する 2016 年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実に努めること。
5. 償却期間にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
6. 地方税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講ずること。
8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 12 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、以上でございます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第4号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成26年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 13時51分)

以 下 余 白